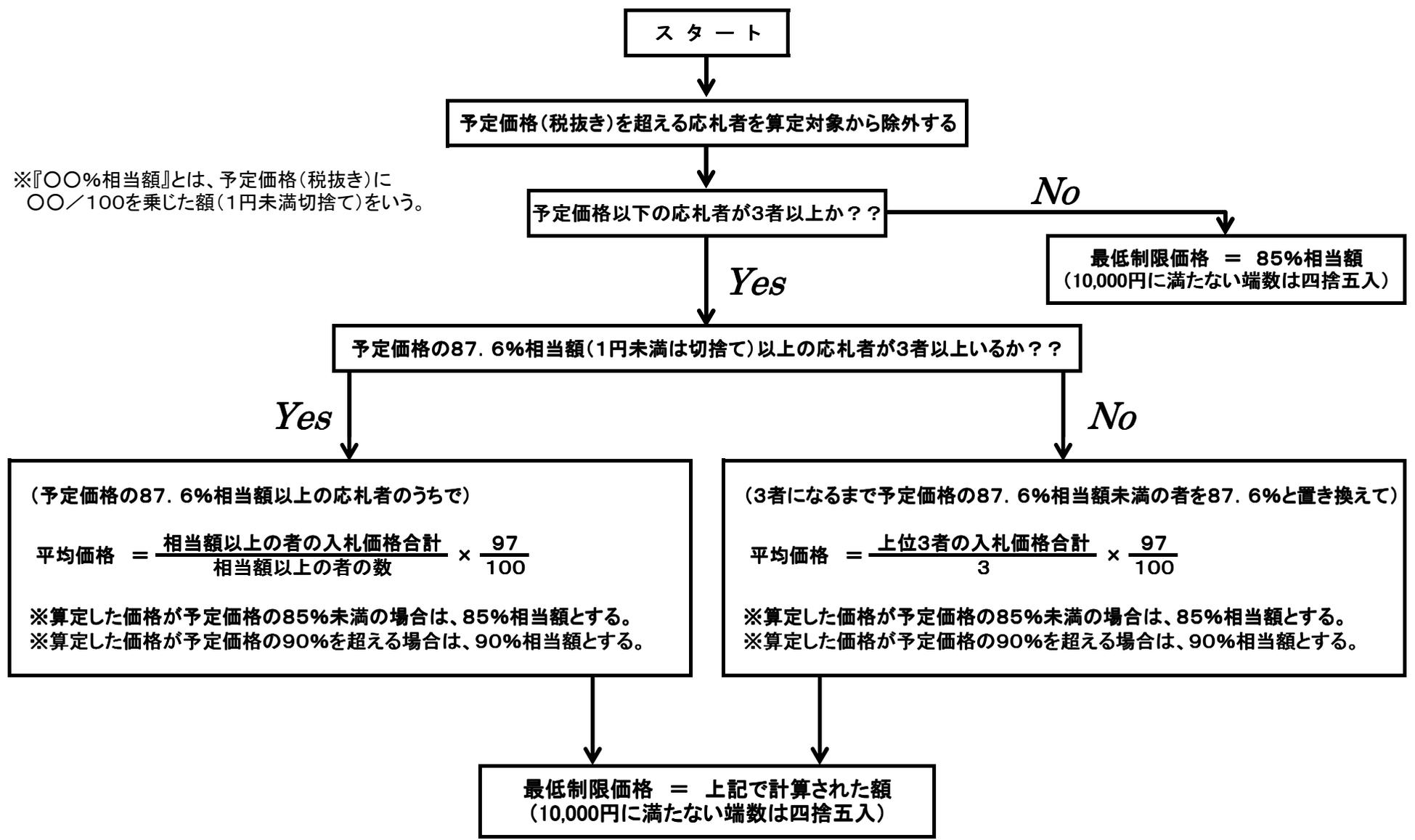


受注希望型競争入札の『最低制限価格』算定フロー

平成22年4月1日以降適用



※『〇〇%相当額』とは、予定価格(税抜き)に
〇〇/100を乗じた額(1円未満切捨て)をいう。

(予定価格の87.6%相当額以上の応札者のうちで)

$$\text{平均価格} = \frac{\text{相当額以上の者の入札価格合計}}{\text{相当額以上の者の数}} \times \frac{97}{100}$$

※算定した価格が予定価格の85%未満の場合は、85%相当額とする。
※算定した価格が予定価格の90%を超える場合は、90%相当額とする。

(3者になるまで予定価格の87.6%相当額未満の者を87.6%と置き換えて)

$$\text{平均価格} = \frac{\text{上位3者の入札価格合計}}{3} \times \frac{97}{100}$$

※算定した価格が予定価格の85%未満の場合は、85%相当額とする。
※算定した価格が予定価格の90%を超える場合は、90%相当額とする。

最低制限価格 = 上記で計算された額
(10,000円に満たない端数は四捨五入)